

モバイルマネーの普及を巡る競争政策的課題

○氏名 大槻 芽美子 (Memiko OTSUKI)

Keywords：モバイルマネー、モバイルペイメント、金融包摂、競争政策、国際標準

1 目的

アンバンクド (Unbanked)、つまり銀行などの金融機関にフォーマルな口座を持たない成人の数はいまだ、世界全体で見ればおよそ 17 億人に上る。これらの人々が安全に収入や資産を増加させ、病気などの不慮の事項に備えることができるようにするためには、フォーマルな金融サービスへのアクセスを普及させるための「金融包摂 (Financial Inclusion)」の取り組みが重要である。この取り組みにおいて特に途上国で注目を集めているのがモバイルマネーである。本研究は、モバイル及び金融エコシステムにおけるモバイルマネーサービスの位置づけとその定義を明確化し、同サービスが金融包摂に与える影響を考察するとともに、その普及に伴う競争政策的課題の現状を技術発展との関係から整理することを目的とする。

2 方法

モバイルマネーの位置づけや定義の明確化、技術的背景及び競争政策的課題の洗い出しにあたっては、世界銀行、世界銀行グループの CGAP(Consultative Group to Assist the Poor)などの国際機関が発行する報告書や、モバイルマネーサービスを展開する各国の通信事業者の情報等を幅広く収集した。また、国際的な技術や規則の標準化の動向については自らも副ラポータとして参加している国際電気通信連合 (ITU) の研究グループにおける議論や、同機関に設立されたデジタル金融サービスのフォーカスグループレポート等を参考とした。

3 結果

これらの情報を組み合わせ分析した結果、モバイルマネーには、その普及過程で様々な技術的・競争政策的課題が生じていることが明らかになった。特に通信事業者以外によるモバイルマネーの提供には、メッセージ交換のためのゲートウェイや、全国に広がるエージェントネットワークなど、主に通信事業者が保有するハード・ソフト両方の設備へのアクセスが重要であり、これらのボトルネック性の高さがモバイルマネーの普及を妨げる要因と考えられていることがわかった。

4 結論

このような背景から国際機関などでは、国家規制当局やモバイルマネー事業者が、国際的に標準化された規則の策定を求めているが、例えば国営の既存通信事業者が長年に渡り大規模な設備を独占するようなボトルネック性とは異なり、モバイルマネーは現在でも日々技術変革が進められている新たなサービスである。このような揺籃期にあるサービスへの事前規制の導入は、技術革新のスピードに追いつかない可能性があること、新たにイノベーティブなサービスを開始しようとする事業者の投資インセンティブを損なうこと、所掌が異なる規制当局間をまたがったデザインとする必要があることなどから、慎重に考慮されるべきものと考えられる。

【主要参考文献】

世界銀行 (2018) 「グローバル・フィンデックス・データベース 2017」

CGAP (2015) "Digital Financial Services: The current landscape"、等